

広島県告示第五百六十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
- 大芝南地区（追加）

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成十年一月十六日広島県告示第四十五号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域及び標柱三号から五号までを順次結んだ線及び標柱二号と五号を告示で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱四号と五号を結んだ線上に存在するものとし、標柱三号は告示で指定した土地に存する標柱五号と同一とする。また標柱五号は告示で指定した土地に存在する標柱六号と同一とする。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
東広島市	安芸津町	風早	本谷	二五六四番一地先里道敷	標柱一号
				二五六九番一	標柱二号
				二五六九番一	標柱三号
				二五六八番九	標柱四号
				二五七〇番四地先道路敷	標柱五号